

船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市立小中学校の児童生徒の健全育成を図るため、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号）に基づき、船橋市小中学校体育連盟（以下「連盟」という。）に対し船橋市小中学校体育連盟事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、別表に掲げる対象事業のうち、市長が船橋市立小中学校の児童生徒の健全育成に必要と認めるものとする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合は、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、別表に掲げるとおり、対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は、予算の範囲内とする。
- (3) 補助金の額は、前2号の額を比較して、少ない方の額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 連盟は、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、船橋市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 船橋市小中学校体育連盟事業計画書（第4号様式）
- (2) 船橋市小中学校体育連盟収支予算書（第5号様式）
- (3) 船橋市小中学校体育連盟前年度決算書（第6号様式）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けたときは、船橋市小中学校体育連盟事業補助金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求するものとする。

(実績報告)

第8条 連盟は、船橋市小中学校体育連盟の補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内に、船橋市小中学校体育連盟実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。船橋市小中学校体育連盟事業補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

- (1) 船橋市小中学校体育連盟収支予算書（第5号様式）
- (2) その他市長が必要であると認める書類

(額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（第8号様式）により、連盟に通知する。

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条）

対 象 事 業	対 象 経 費	補助率
① 船橋市立小中学校の児童生徒の健全育成を目的とする体育大会、研究会、研修会の開催に関する事業 ② 機関誌の発行又は資料の作成等児童生徒の学校体育・スポーツ活動の普及啓発に関する事業 ③ 学校体育・スポーツに関する調査研究事業 ④ その他学校体育・スポーツの振興に必要と認められる事業	・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品 ・ 備品 ・ 印刷製本費 ・ 手数料 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 負担金 ・ 研修負担金 ※上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。 ※報償費は、団体の構成員に対するものは補助金対象外とする。	対象経費の 80%とする。